

ふるさと寄附金制度 返礼品の贈呈を始めます

市では、みなさんからのご寄附を、意向に沿った基金に積み立て、まちづくりに活用していきます。

この度、「ふるさと寄附金」で当市を応援してくださる、みなさんへの感謝の気持ちと、当市の特産品などを知っていただくため、4月から、ふるさと寄附金制度（ふるさと納税）により寄附された人に、新たに返礼品の贈呈を始めます。

返礼品は、印西市産のお米や果物、せんべいなどの中から、寄附金額が10,000円以上

30,000円未満なら1品、30,000円以上なら2品を贈呈します。
※返礼品の贈呈は、各年度（4月～翌年3月）内に、一人一回まで。

ふるさと寄附金とは

ふるさと寄附金とは、みなさんが応援したい県や市町村に寄附すると、住民税・所得税などが減額される制度です。

地方公共団体に対して寄附を行った場合、2,000円を超える部分について、一定の限度

額まで、所得税と住民税が控除されます。
※市内在住の人でも印西市に寄附することができます。

寄附の手続き

①「印西市寄附金申込書」に必要事項を記入の上、市役所まで郵送、FAX、メールまたは持参にて提出ください。

②市が寄附金の申込書を受領後、納付書を発行しますので、市の公金収納の指定金融機関および収納代理金融機関でお振り込みください（手数料不要）。

なお、指定金融機関および収納代理金融機関以外でお振り込みの場合、手数料は寄附をされる人の負担となりますのでご注意ください。

③納付書にて寄附されますと領収書が発行されます。

この領収書は、所得税の確定申告などに必要となりますので大切に保管してください。

寄附された翌年の申告により、寄附金控除が適用されます。

※印西市ふるさと寄附金の詳細については、市ホームページのほか、印旛支所・本笠支所、各出張所、公民館、図書館、コミュニティセンターに設置しているパンフレットをご覧ください。

ふるさとづくり推進課ふるさとづくり推進班。



返礼品の一例①印西手焼きせんべい②メロン③パパイヤメロン④ちばエコ農産物のお米⑤梨⑥丹波の黒豆収穫オーナー権⑦本笠米⑧スイカ

※返礼品の写真はイメージです（サイズ・量などは出荷時期などにより異なる場合があります）。

4月1日から組織の一部を変更します

市民のみなさんへの行政サービスの向上を目指し、市の組織を変更します。今回の組織変更は、市の重点施策を効果的に進めるとともに、より機能的な組織を目指すものです。

◆秘書課および広報広聴課の新設

政策実施の調整機能強化と情報発信力の向上を図るため、「秘書広報課」を「秘書課」と「広報広聴課」に分割します。

◆交通政策課の新設

鉄道やバス交通など地域の総合的な公共交通施策の更なる推進を図るため、企画政策課内の交通政策室を「交通政策課」に改編します。

◆ふるさとづくり推進課の新設

ふるさと印西の魅力を発信し、ソフト面からふるさとづくりの推進を図るため、「まちづくり推進課」を「ふるさとづくり推進課」に改編します。

◆高齢者福祉課と介護保険課の新設

きめ細やかな高齢者施策の充実と介護保険の執行体制の強化を図るため、「介護福祉課」を「高齢者福祉課」と「介護保険課」に分割します。

◆課内室の廃止

平成26年度をもって放射性物質除染実施計画に基づく除染作業がおおむね完了することから、環境保全課内に設置している「放射線対策室」を廃止します。今後の放射線対策に関する事務は、引き続き環境保全課で行います。

■行政管理局行政管理局（☎内線 491・492）。

市長と語る タウンミーティング開催

板倉市長は、印旛沼のボート・カヌー競技の競技場、事前キャンプ地などの誘致を推進するために「市長と語るタウンミーティング」（意見交換会）を開催します。

市長が、市民のみなさんと直接対話し、ご意見を伺います。時・場下表参照。

※駐車場に限りがあるので、公共交通機関をご利用ください。

■秘書課オリンピック・パラリンピック推進室（☎内線 445・416）、広報広聴課（☎内線 418・419）。

◎開催日程◎

日時	場所
4月4日(土)・①午前10時～、 ②午後1時30分～	①ふれあい文化館・視聴覚室（原） ②文化ホール・多目的室（大森）
4月5日(日)・午後1時30分～	印旛公民館・視聴覚室（瀬戸）